

建設工事等請負業者選定事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、酒田市が発注する建設工事及び測量、設計、地質調査等の工事関連業務委託（以下「建設工事等」という。）の契約に係る競争入札参加者又は随意契約の相手方となるべき者の選定（条件付き一般競争入札においては条件の設定をいう。以下「入札参加者の選定」という。）について、酒田市工事等競争入札参加者審査会規程（平成17年訓令第30号。）に定めるもののほか、業者選定事務に必要な事項を定める。

(業者選定の原則)

第2条 業者の選定は、酒田市契約規則（平成17年規則第58号。）第27条第3項の規定による指名競争入札参加者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録されている者のうち、酒田市内の入札参加範囲内の工事成績の良好な業者から慎重検討のうえ行うものとする。

(業者選定基準)

第3条 競争入札参加者の選定を行う場合は、次の各項に定める事項を考慮のうえ選定するものとする。

- 2 過去1カ年または当該年度の工事成績において、該当工種で60点未満でないこと（建設工事に限る。）
- 3 前項の該当工種の判断にあたっては、年度当初の酒田市工事等競争入札参加者審査会（以下「審査会」という。）で決定される発注方針に基づき判断するものとする。
- 4 指名業者の選定
前2項に定めるもののほか、次のいずれかに該当する場合については、指名業者の選定にあたって有利な取扱いができるものとする。
 - (1) 中小企業退職金共済法による建設業退職金共済組合の共済契約者となっているとき。
 - (2) 中小企業庁が証明する官公需適格組合証明を受けているとき。
 - (3) 財団法人建設業福祉共済団の建設労災補償共済に加入しているとき。

(格付け建設工事等の業者選定)

第4条 審査会は、酒田市工事の請負に係る指名競争入札参加者の等級別格付に関する規程（平成17年告示第20号。以下「工事等級別格付規程」という。）第2条に規定する土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事（以下「格付け工事」という。）並びに、酒田市測量・建設コンサルタント等に係る指名競争入札参加者の等級別格付に関する規程（平成27年告示第350号。以下「業務等級別格付規程」という。）第2条に規定する測量事務所及び建築士事務所に発注する業務（以下「格付け業務」という。）に係る入札参加者の選定を行う場合は、前条第1項及び第3項のほか建設工事等の種類及び金額に応じ、登録簿に登録された者で、入札参加範囲の等級に格付けされた者から、適格な者を選定しなければならない。

(その他の建設工事等の業者選定)

第5条 審査会は、格付け以外の建設工事等（以下「その他の建設工事等」という。）に係る入札参加者の選定を行う場合は、第3条第1項及び第3項のほか建設工事等の種類及び金額に応じ、登録簿に登録された者から、適格な者を選定しなければならない。

(一式工事以外の建設工事の業者選定)

第6条 審査会は、土木一式工事及び建築一式工事以外の建設工事に係る入札参加者の選定を行う場合は、第3条第1項及び第3項のほか特定建設業の許可及び1級の技術者の状況を十分検討し、登録簿に登載された者から、適格な者を選定しなければならない。

(指名業者選定数)

第7条 格付け工事、格付け業務及びその他の建設工事等の指名競争入札に選定する業者数は、等級ごとにおおむね次のとおりとする。ただし、これにより難しい場合は、別に協議のうえ定めるものとする。

- | | |
|---------------|-------|
| (1) A建設工事等 | 12名以内 |
| (2) BC建設工事等 | 10名以内 |
| (3) その他の建設工事等 | 8名以内 |

(入札参加範囲の特例)

第8条 業者選定にあたって、工事等級別格付規程第6条及び業務等級別格付規程第6条に規定する発注標準（以下「発注標準」という。）に該当する入札参加範囲の業者がない場合、又はいる場合であっても、当該建設工事等を実施できる技術に相応する優秀な業者がない場合、災害の復旧など特定期間に完成を要する場合、又は大規模工事に密接に関連のある小規模工事を当該大規模工事者に施工させることが適当と認められる場合及び市内における、上位格付に相当する年間発注見込みの事業規模が著しく少なく、市内の上位格付業者への発注高が著しく不均衡となる場合には、入札参加範囲外の上位から選定できるものとする。

(市外業者選定の特例)

第9条 業者の技術の向上等を図るため、市内以外の優秀な業者を選定することができるが、次年度において著しく増大することの予想される建設工事等、相当高度な技術、特殊な工法を要し市内業者で実施困難な建設工事等、継続建設工事等、工期が著しく短い建設工事等、又は債務負担行為による建設工事等などの場合に限定する。

(業者選定についての留意事項)

第10条 中小業者及び専門業者の育成化を助長するため、発注標準を厳に遵守し、中小建設工事等にみだりに大手業者を選定しないものとする。

第11条 建設工事等請負契約約款の双務契約の本旨に即し、格付のみならず業者が雇用している技術者の数及び技術の水準について充分配慮しなければならない。

(団体組合・企業組合の二重選定の禁止)

第12条 協同組合、企業組合及び協業組合（以下「協同組合等」という。）又は共同企業体を選定した場合に、その当該団体の組合員又は構成員となっている業者を同時に選定してはならない。又同一業者が加入している協同組合等及び共同企業体を同時に選定してはならないものとする。

(選定の回避)

第13条 登録簿に登載された者が次の各号の一に該当することとなったときは、当該業者を

選定しないものとする。

- (1) 破産状態にあると認められるとき。
- (2) 建設工事に係る入札参加者の選定にあたっては、建設業の許可が失効したとき。
- (3) 建設工事に係る入札参加者の選定にあたっては、建設業の許可が取り消されたとき。
- (4) 建設工事に係る入札参加者の選定にあたっては、総合評定値通知書の有効期間が経過したとき。
- (5) 登録簿に登載された後、資格審査申請の記載内容に虚偽があると判明したとき。

2 一般競争入札に参加を申し込んだ業者が前項各号の一に該当することとなったときは、当該建設工事等に係る入札参加資格を与えないこととし、又は取り消すものとする。

(随意契約の相手方となるべき者の選定)

第 14 条 随意契約の相手方となるべき者を入札参加者に選定する場合は、第 3 条の規定に留意のうえ選定するとともに、当該業者が前条第 1 項各号の一に該当することとなったときは、選定しないものとする。

(特定規定の適用)

第 15 条 特定規定を適用して業者を選定したとき又は随意契約の相手方を選定したときは次の例により内容を明らかにすること。

地理的条件

業者が工事現場に近接し施工上有利であること。

特殊技術

特殊な技術を要する建設工事であるが業者が得意としているとき。

特定の機械

特殊な機械を要する建設工事であるが業者が得意としているとき。

前年度施工者

業者が前年の建設工事等をよく完成し、継続が適切なとき。

近接工事

近接地において工事施工中であり、施工上特に有利なとき。

能力向上

市外の優秀な業者を加入させ競争意識を向上させるとき。

附 則

この要領は、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。